

沖縄県の災害医療体制

令和4年12月19日
沖縄県保健医療部衛生薬務課
石川 理奈

略歴

- ▶ 沖縄尚学高校、星薬科大学 卒業
- ▶ 医薬品マーケティング会社、CRO等を経て平成18年5月に沖縄県に採用
- ▶ 保健所では医薬品医療機器等法、医療法、食品衛生等を、県庁では医薬品医療機器等法を主に担当

目次

1. 沖縄県地域防災計画
2. 沖縄県災害医療マニュアル
3. 各団体との協定

1. 沖縄県地域防災計画

第1章 総則

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づいて、沖縄県の防災対策に関し、
（略）総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

1. 沖縄県地域防災計画

第2編 地震・津波編

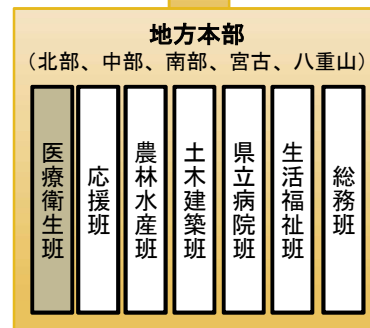
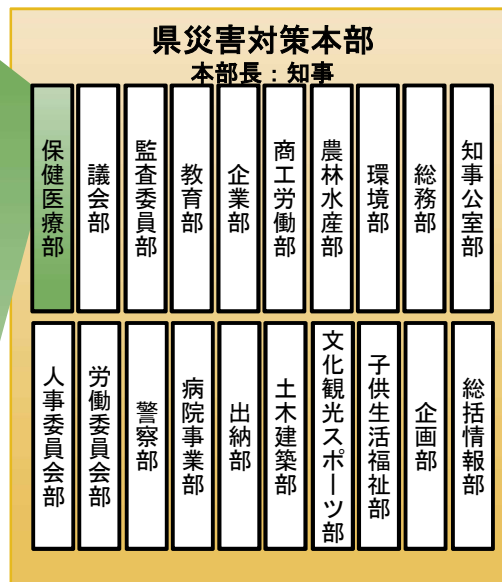
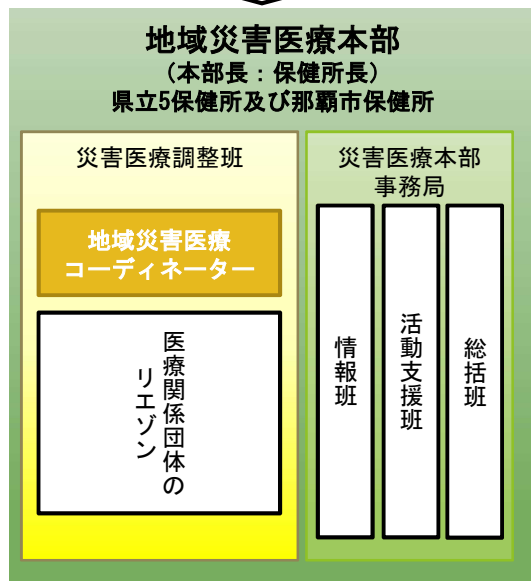
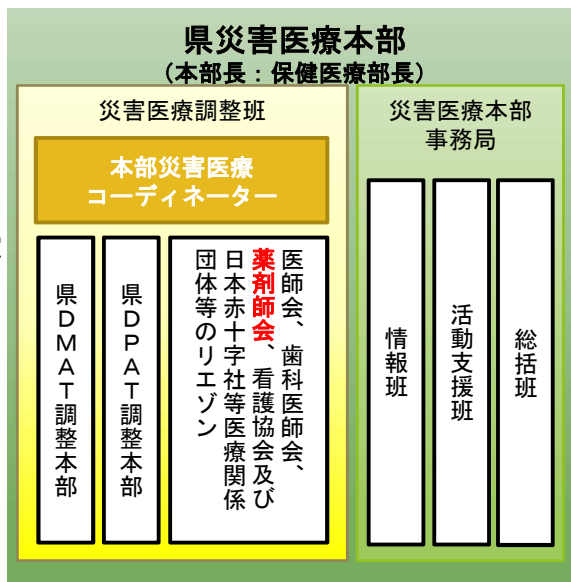
第1章 災害応急対策計画

第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、市町村及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

沖縄県の医療体制

- (1) 沖縄県災害医療本部等設置要綱
- (2) 沖縄県災害医療コーディネーター設置規定
- (3) 沖縄県災害医療マニュアル



市町村災害対策本部

- (1) 地域防災計画 (R03年改訂)
第2編 地震・津波編
第1章 災害応急対策計画
第13節 医療救護計画
- (2) 沖縄県災害対策本部運営要綱

目次

1. 沖縄県地域防災計画
2. 沖縄県災害医療マニュアル
3. 各団体との協定

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第1章 総則

1 目的

本マニュアルは、「沖縄県地域防災計画」に定める医療救護活動について、県、市町村及び医療関係団体・機関や、医療従事者が実施すべき基本的事項を定めたものであり、災害時において、関係機関が相互に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施することを目的とする。

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

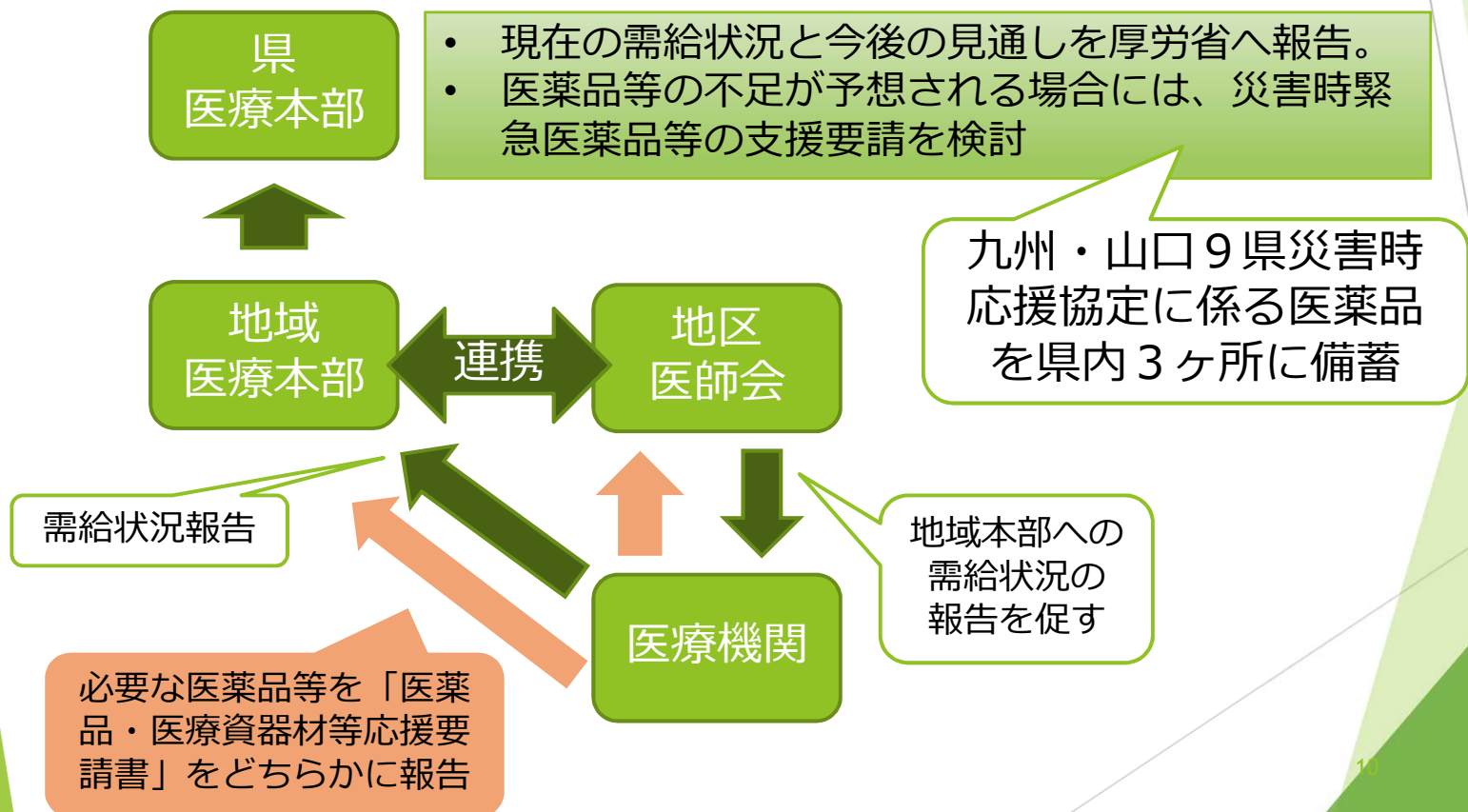
県は、大規模な災害発生時に、医療救護活動に必要な医薬品、医療機器及び医療用ガス類（以下「医薬品等」という。）を迅速かつ的確に供給するために、沖縄県医薬品卸業協会と協議して、医薬品を備蓄するとともに、県医療本部及び地域医療本部と連携した供給体制を整備する。

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

1 医薬品等の需給状況の把握

医療機関の医薬品等需給状況の把握及び報告

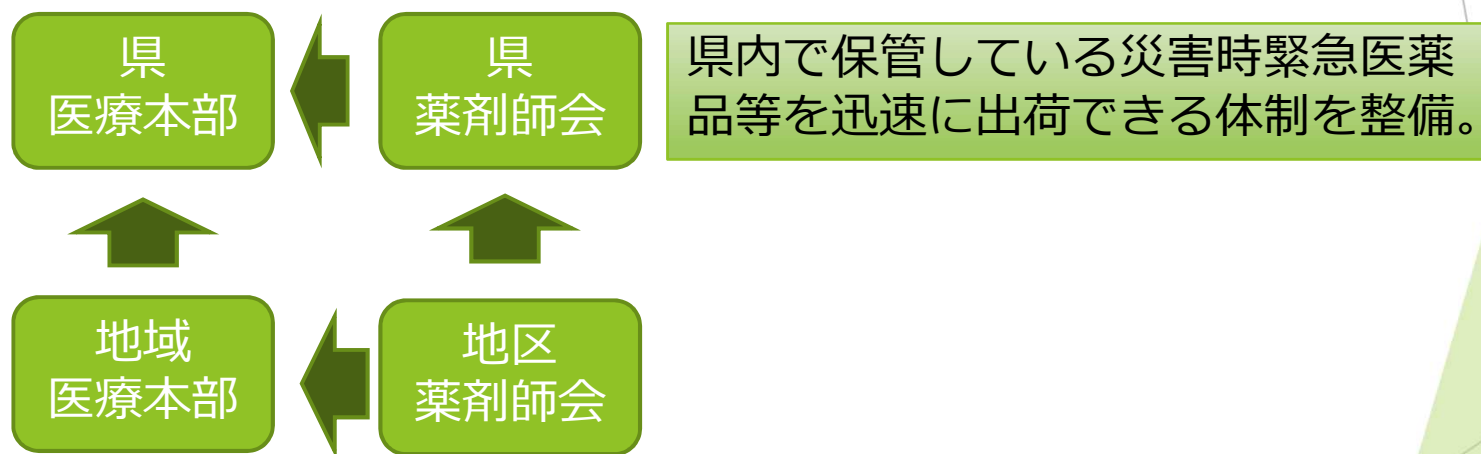


2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

1 医薬品等の需給状況の把握

薬局等の被害状況及び医薬品等需給状況の把握及び報告



2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

1 医薬品等の需給状況の把握

医薬品卸業協会 医薬品等需給状況の把握及び報告

県
医療本部



医薬品
卸業協会

- 対応マニュアル作成
- 商品及び卸機能の生き残りのため、耐震対策を講じるよう努める



医療機関

能動的に積極的な
情報収集

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

1 医薬品等の需給状況の把握

赤十字血液センター 医薬品等需給状況の把握及び報告

被災地の地域医療本部、DMAT活動拠点本部及び県医療本部と連絡を取り必要な血液製剤の需要情報を収集するとともに、県内に備蓄している血液製剤等の種類、数量等を把握し、調達可能状況について明らかにする。

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

3 医薬品等の確保・補給

県医療本部

- 医療救護所の設置の報告があった場合は、県薬剤師会の医薬品備置所に対し医薬品の出荷を指示。
- 被害が予想を上回る場合、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、各県へ災害時緊急医薬品等の支援要請
- 更に甚大な被害の災害となった場合には厚労省へ医薬品等の支援要請

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

3 医薬品等の確保・補給

県医療本部

- 県医療本部が指定する支援物資指定集積所での医薬品等の受入に関し、県薬剤師会等に人的支援を要請する。
- 医薬品等の迅速な供給ため、通行可能な道路の状況を把握し、供給ルートを確保する。陸路が困難な場合は、県災害対策本部を通じ、自衛隊ヘリコプター等による緊急輸送を要請

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

3 医薬品等の確保・補給

県薬剤師会

- 医薬品備蓄場所、集積所、医療救護所、避難所における医薬品等の仕分け、管理を行うため、薬剤師を派遣する。

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

3 医薬品等の確保・補給

医薬品卸業協会等

- 医薬品等の迅速な供給を行うため、「緊急通行車両確認証明書」を所有する緊急輸送車両等を確保するとともに、輸送業務の人員の確保対策を整備する。
- 緊急時に大量に需要が見込まれる医薬品等については、平時から保管及び管理体制を明確にし、担当者以外でも対応できるようにしておく。
- 大規模な災害が発生し、県医療本部又は地域医療本部から医薬品等の供給の要請があった場合は、当該要請に迅速に対応するものとする。

2. 沖縄県災害医療マニュアル

第7章 医薬品等の確保及び供給体制

4 薬剤師の確保

県薬剤師会

- 県に対する薬剤師の支援体制を地区薬剤師会と連携して整備するとともに、災害発生後、県医療本部からの要請に応じ、薬剤師を派遣する。
- 災害発生後、薬剤師の不足が予想される場合は、日本薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。
- 薬剤師活動への支援体制を構築し、災害発生後は、必要な情報の収集、地区薬剤師会との連絡調整、行政との折衝、必要物資の確保等、薬剤師活動への支援を行う。

目次

1. 沖縄県地域防災計画
2. 沖縄県災害医療マニュアル
3. 各団体との協定

2. 各団体との協定

H26.3.7 (一社) 日本産業・医療ガス協会九州地区本部
災害時における医療ガス等の供給等に関する協定書

H26.5.12 沖縄県医療機器協会
災害時における医療機器等の供給に関する協定書

H29.2.9 沖縄県薬剤師会
災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

H27.8.12 沖縄県医薬品卸業協会
災害時における医薬品等の供給に関する協定書

2. 各団体との協定

沖縄県薬剤師会

災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動を行うため、乙が派遣する薬剤師班に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、県内において地震、風水害その他の災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）に、沖縄県地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 各団体との協定

沖縄県薬剤師会

災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

第3条 災害医療救護計画

乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、薬剤師班の医療救護の実施に関し、次に掲げる事項を内容とする災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

1. 薬剤師班の編成
2. 薬剤師班の活動内容
3. 地域薬剤師及び通信機関・団体等との通信連絡の方法
4. 指揮系統
5. 医薬品等の備蓄
6. その他必要な事項

2. 各団体との協定

沖縄県薬剤師会

災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

第4条 薬剤師班の業務

乙が派遣する薬剤師班は、甲又は市町村が設置する救護所、避難所及び医薬品等の集積場所等（以下「救護所等」という。）において医療救護活動を行うことを原則とする。

1. 救護所における調剤及び服薬指導
2. 医療救護班、医療チームにおける使用薬剤に関する助言
3. 救護所等における医薬品等の仕分け、管理
4. 救護所等で使用する医薬品等の確保、供給
5. 消毒方法、医薬品の使用方法の薬学的指導
6. その他状況に応じた措置

ご静聴ありがとうございました。